

重要事項説明書に係る変更事項同意書

利用料金一覧

新富ヘルパーステーションが実施するサービス利用料金は、次のとおりです但し、介護保険の給付限度額を超えてサービスを利用する場合は、下表の額に10を乗じて得た額をご負担いただきます。

※ () 内の金額は、負担割合2割の方の料金です。

訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1)参照
身体介護	20分未満(夜間・早朝・深夜の身体介護に限る。)	165円(330円)
	20分以上30分未満	245円(490円)
	30分以上1時間未満	388円(776円)
	1時間以上1時間30分未満	564円(1,128円)
	1時間30分以上	30分増すごとに80円(160円)を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに67円(134円)を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)
生活援助	20分未満	
	20分以上45分未満	183円(366円)
	45分以上	225円(450円)
通院等のための 乗車又は降車の介助		97円(194円)

(注1)「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円 (4,000円)
生活機能向上連携 加算	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、	1,000円

	共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合（1月につき）	（2，000円）
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（1回）	1,000円 （2，000円）
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本部分の25%
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本部分の50%
介護職員処遇改善 加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の8.6%

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

介護予防訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ （1月あたり）		基本利用料 ※（注1）参照
介護予防 訪問介護費Ⅰ	1週間に <u>1回程度</u> の介護予防訪問介護が必要とされた場合	1,168円 （2,336円）
介護予防 訪問介護費Ⅱ	1週間に <u>2回程度</u> の介護予防訪問介護が必要とされた場合	2,335円 （4,670円）
介護予防 訪問介護費Ⅲ	1週間に <u>3回程度以上</u> の介護予防訪問介護が必要とされた場合 （要支援2の利用者のみ対象）	3,704円 （7,408円）

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円 （4,000円）
介護職員処遇改善	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加

加算 I ※		算減算の合計の 8. 6 %
--------	--	----------------

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

私は、事業者より上記の契約書、及び契約書別紙「重要事項説明書」(「個人情報利用の同意」を含む)について説明を受け、同意したので本契約を締結します。

平成 年 月 日

利 用 者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

上記代理人(利用者家族等)

住 所 _____
氏 名 _____ 印

本人との続柄 _____

事 業 所

住 所 千歳市東雲町1丁目11番地
氏 名 社会福祉法人 千歳市社会福祉協議会
新富ヘルパーステーション
代表者 会 長 力 示 武 文

